

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県はん用機械器具、生産用機械器具、**  
**業務用機械器具製造業最低賃金専門部会**  
**第3回会議 議事録**

- 1 日 時 令和7年10月14日（火）午後0時55分～午後4時15分  
2 場 所 島根労働局 専用大会議室  
3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
                  労働者代表委員 出席3名 定数3名  
                  使用者代表委員 出席3名 定数3名  
4 主要議題 ○金額審議

【部会長】 それでは、ただいまから令和7年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会第3回会議を開会します。できれば本日の結審に向けて審議していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第を1枚お配りしております。以上です。

【部会長】 事務局から、委員の出席状況と公開状況について報告してください。

【係 長】 本日は、全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は、定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示をいたしましたが、傍聴の申込みはありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月22日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

前回の労働者側委員からは89円の引上げ額で1, 157円の提示がありました。一方使用者側委員からは引上げ額23円で1, 091円の提示がありました。

労使それぞれご検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方からご意見をいただき、できれば本日の結審に向けて金額審議を深めたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

【部会長】 それでは、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

それでは、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長代理】 会議を再開します。

本日段階では、労働者側 71 円、使用者側 30 円の提示があり、なお 41 円の開きがあります。次回会議で更に詰めたいということで、本日はここまでにします。

会議次第の 3 その他ですが、委員の皆様、何かございますでしょうか。

(なし)

【部会長代理】 事務局から何かありますでしょうか。

【係長】 特にありません。

【部会長代理】 それでは次回の第 4 回専門部会の日程ですが、10 月 21 日火曜日、午後 1 時の予定としております。

次回は結審に向けて審議をしていくことになりますが、全会一致で結審できますよう、労側・使側ともにご準備等お願いします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。